

各関係団体の長 様

群馬県県土整備部建築課長 茂木 好文

群馬県開発審査会提案基準の一部改正等について（通知）

日頃から、本県の開発行政に御理解・御協力を賜り感謝申し上げます。  
さて、標記について、下記のとおり運用することとしましたので通知します。

記

1 基準改正

関係法令の改正に伴って条項ずれ等が発生したことから、一部基準の改正を行います。  
なお、内容の変更はございません。

※対象基準

- 基準6-1（特定流通業務施設）
- 基準6-2（大規模流通業務施設）
- 基準10（公共公益施設）
- 基準14（災害移転）
- 基準16-2（有料老人ホームⅡ）

2 その他

令和8年4月1日以降、一部基準を包括処理へ移行します。

※対象基準

- 基準3（公共移転）
- 基準7-2（用途変更Ⅱ）
- 基準18（産業廃棄物処理施設）
- 基準21（浸水等対策建物（自己の居住の用に供するもの））

【担当】

開発係

TEL：027-226-3704（直通）

## 群馬県開発審査会提案基準

令和 8 年 4 月 1 日改正施行

都市計画法第 34 条第 14 号及び政令第 36 条第 1 項第 3 号ホの規定により、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められ、知事があらかじめ開発審査会の議を経て許可できるもの又は法第 42 条第 1 項ただし書きの規定による許可について知事があらかじめ開発審査会の意見を聞いて許可できるものは次の各基準に掲げるものとする。

ただし開発規模は原則として 5ha 未満とする。

なお、いずれも関係法令の定める規定に適合し、周辺の土地利用と調和のとれた計画であり、かつ、都市計画上支障がないと認められるものであること。

### 目 次

<del>基準 1</del>	<del>既存宅地内建物</del> (平成 21 年 4 月 1 日廃止)
基準 2	敷地増
基準 3	公共移転
基準 4	指定集落内建物
基準 5	産業振興市町村内工場
基準 6 - 1	特定流通業務施設
基準 6 - 2	大規模流通業務施設
基準 7 - 1	用途変更 I
基準 7 - 2	用途変更 II
基準 8	社寺・仏閣・納骨堂等
基準 9	地区集会所等
基準 10	公共公益施設
10 - 1	学校
10 - 2	社会福祉施設
10 - 3	医療施設
基準 11	公共公益関連施設
基準 12	研究施設
基準 13	ゴルフ練習場
基準 14	災害移転
基準 15	市街化予定建物
基準 16 - 1	有料老人ホーム I
基準 16 - 2	有料老人ホーム II
基準 17	介護老人保健施設
基準 18	産業廃棄物処理施設
基準 19	県企業局等開発地における建築
基準 20	農産物直売所
基準 21	浸水等対策建物
基準 99	その他

※群馬県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例に含まれるものを除く。

※基準 3、基準 7 - 2、基準 18 及び基準 21 (自己居住の用に供するものに限る。) であって、令和 8 年 4 月 1 日以降に申請されるものは包括処理となります。

基準2

平成21年4月1日改正

敷地増

- 1 既存敷地は、線引き前から若しくは都市計画法改正（平成18年5月31日公布、平成19年11月30日施行）により法第29条第1項の適用となった建築物の敷地で法適用以前から継続して同一用途で使用されているものであること。  
また、申請者は申請時以前に原則として10年以上そこでその事業を行っていること。
- 2 増築等に伴い拡張する敷地の面積は、原則として線引き時における既存敷地の面積を超えないこと。  
なお、土地の形状等によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- 3 拡張する敷地は当該既存敷地に隣接していること。  
ただし、隣接敷地が既に開発され拡張することが困難な場合は、この限りでない。
- 4 増築又は増設後の建築物等の用途の変更はなく、一敷地として使用する（隣接敷地に拡張できない場合を除く。）こと。
- 5 平成19年11月30日時点で特定大規模建築物に該当する建築物の敷地増は対象外。
- 6 平成19年11月30日時点で特定大規模建築物に該当しない建築物は、開発許可後も特定大規模建築物にならないこと。（建築物の該当部分の床面積は1万㎡以下）

\* 特定大規模建築物：劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で建築基準法施行令第130条の8の2第2項で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの。

基準3

平成19年11月30日改正  
(平成31年4月1日一部改正)

公共移転

- 1 市街化区域内に存する建築物又は第一種特定工作物の敷地が、国又は地方公共団体等の事業で買収等により、買収残地を拡張する場合又は移転する場合は、次に掲げる要件に適合すること。
  - (1) 申請者は市街化区域内に移転できる土地を所有していないこと。
  - (2) 移転する場合には、買収地最寄りの適切な位置であること。
  - (3) 予定建築物等の用途は従前と同じであること。
  - (4) 以下の例のとおり市街化区域に代替の土地を求めさせる合理的事情に乏しいこと。
    - ア 起業者が代替地を斡旋する場合に、市街化区域内に適地がないことにより、市街化調整区域の適切な土地を斡旋する場合。
    - イ 申請者の土地が事業地に係ることが公表される前から所有する市街化調整区域内の適切な土地に移転する場合。
  - (5) 申請地は次のいずれかの敷地面積の範囲とする（用途が専用住宅を除く）。  
なお、土地の形状等によりやむを得ない場合は、この限りでない。
    - ア 公共事業により買収される敷地の面積の2倍（土地利用上必要と認められる場合は、3倍）以内（公共事業用地として公共事業の施行者に買収された後の残地に隣接する土地に拡張する場合は、当該残地の敷地に敷地の買収面積の2倍（土地利用上必要と認められる場合は、3倍）以内を加えた面積）
    - イ 既存敷地面積の1.5倍以内（既存敷地を移転の場合）
    - ウ 500㎡以内
  - (6) 用途が専用住宅の場合には、500㎡を限度とし、既存敷地が500㎡を超えている場合には等面積以下であること。  
なお、土地の形状等によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- 2 申請は、公共事業の施行により既存建築物等の移転又は除却を承諾した日から原則として1年内に行われるものであること。

## 指定集落内建物

- 1 申請地は、大規模指定既存集落として指定された当該指定集落内に在すること。  
ただし、当該指定集落の辺縁部の優良農地を含まない土地で周辺の建築物の連たんの程度、土地利用の一体性を勘案して、次のいずれかに該当する場合は、当該指定集落内にあるものと同様に取り扱う。
  - (1) 申請地を含む半径 100m の円（円が当該指定集落にかかること。）の区域内に、おおむね 30 以上の建築物（用途上不可分の関係にある二以上の建築物にあつては、これを一の建築物とする。）の敷地がある場合。
  - (2) 申請地を含む短辺 100m、長辺 300m の矩形（矩形が当該指定集落内にかかること。）の区域内に、おおむね 30 以上の建築物（用途上不可分の関係にある二以上の建築物にあつては、これを一の建築物とする。）の敷地がある場合。
- 2 申請地が『群馬県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則（※）』第 8 条の 2 第 2 項で定められた「区域」に該当する場合は、当該建築計画等において、安全上及び避難上の対策として、建築物の居室の高床化や敷地の地盤面の嵩上げ等により想定浸水深（10 cm 単位として、10 cm 未満の値は切上げて適用）以上の高さに居室の床面が設けられるよう、対策を施すこと。  
ただし、この場合において、「家屋倒壊等氾濫想定区域」を含む申請地では、当該基準を適用できないものとする。
- 3 申請者は、当該指定集落の在する中学校区内に居住した期間及び勤務した期間が通算十年以上ある者又は当該中学校区内に線引き前から引き続いて現在まで存している本家世帯主の三親等以内の親族の者であること。  
法人が申請する場合は、申請者要件に該当する者が当該法人への出資比率 8 割以上であること。  
なお、出資比率の算出については、申請者要件に該当する者（申請者要件に該当する者の配偶者も含む）が複数いる場合には合算も可とする。
- 4 予定建築物は申請者の自己の業務の用に供するものであり、用途は次のいずれかであること。
  - (1) 工場（産業廃棄物の貯蔵、処理又は加工に供する建築物を除く。）
  - (2) 事務所
  - (3) 倉庫（産業廃棄物の貯蔵に供する建築物を除く。）
  - (4) 店舗（「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の適用を受けないもの）
  - (5) 運動・レジャー施設（「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の適用を受けないもの）
- 5 申請地の土地利用は、騒音、振動、臭気又は景観等、周囲の環境等に著しく害の及ぶおそれのないものであること。
- 6 申請地で危険物を取り扱う場合はその取扱いが適正であること。
- 7 予定建築物の用途が店舗の場合には、延べ面積が 500 m<sup>2</sup> 以下であること。
- 8 申請地の面積は、2,000 m<sup>2</sup> 以下であること。ただし、土地の形状等によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- 9 予定建築物の容積率は原則として 100% 以下であること。
- 10 予定建築物の高さは原則として 10m 以下であること。  
（※）事務処理市において当該基準を適用する際には、上記の条例施行規則は、各市の条例及び条例施行規則に読み替えて適用する。

基準5

平成14年4月1日改正

産業振興市町村内工場

- 1 申請地は、産業振興市町村として指定された市町村内であること。
- 2 予定建築物の用途は、次のいずれかに該当する技術先端型業種の工場又は研究所であること。
  - (1) 医薬品製造業
  - (2) 通信機械器具・同関連機械器具製造業
  - (3) 電子計算機・同付属装置製造業
  - (4) 電子応用装置製造業
  - (5) 電気計測器製造業
  - (6) 電子部品・デバイス製造業
  - (7) 医療用機械器具・医療用品製造業
  - (8) 光学機械器具・レンズ製造業
  - (9) その他の技術先端型業種で当該市町村長の積極的要望のあるもの。
- 3 工場又は研究所の立地については、当該市街化区域内に適地がないと認められ、次のいずれかに該当する場合であること。ただし、当該市町村長の積極的要望があり立地がやむをえない場合は、この限りでない。
  - (1) 申請地周辺の労働力を必要とする場合。
  - (2) 清浄な空気・水、景観、自然緑地等の優れた自然環境を必要とする場合。
  - (3) 高速道路のインターチェンジ等に隣接又は近接することを必要とする場合。
- 4 申請地の面積は、2,000 m<sup>2</sup>以上 50,000 m<sup>2</sup>未満であること。

基準6-1

平成29年4月1日改正  
(令和8年4月1日一部改正)

特定流通業務施設

- 1 物資の流通の効率化に関する法律（以下「物流効率化法」という。）第7条第2項に規定する認定総合効率化計画に記載された同法第4条第3号に規定する特定流通業務施設に該当するものであって、貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業（同条第6項の特別積合せ貨物運送に該当するものを除く。）の用に供される施設又は倉庫業法第2条第2項に規定する倉庫業の用に供する同条第1項に規定する倉庫であること。
- 2 物流効率化法第6条第10項による都道府県知事からの意見聴取において、当該特定流通業務施設が周辺の市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる旨の意見があった施設であること。
- 3 申請地は、次のいずれかであること。
  - (1) 高速自動車国道等のインターチェンジと国道、県道又は市町村道（以下「一般道路」という。本基準において同じ。）との交差点から半径5km以内で、当該交差点から幅員が9m以上で続く一般道路に接する区域であること。
  - (2) 高速自動車国道等のインターチェンジから4車線以上で続く一般道路（4車線以上の計画道路で用地の取得が完了し、暫定的に2車線で供用している一般道路を含む。）に接する区域であること。
- 4 申請地の面積は、50,000 m<sup>2</sup>未満であること。
- 5 申請地は、路地状でないこと。
- 6 車両の出入口は、第3項の一般道路に幅員8m以上で設置し、かつ、一般の交通に障害をもたらさない計画であること。
- 7 申請地の面積に応じて、都市計画法施行令第28条の3に規定する緩衝帯を適切に配置すること。なお、申請地の面積が10,000 m<sup>2</sup>未満の場合は、緩衝帯の幅員を2m以上とする。
- 8 申請地及び周辺の土地利用計画が、都市計画法第18条の2第1項に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」と整合すること。
- 9 申請地には、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域を含まないこと。

附則

(経過措置)

- 1 平成29年3月31日までに大規模指定既存集落等の指定基準3に基づき知事が指定した指定路線区域に面するものについては、平成30年3月31日までの間、基準6-1第3項、第7項及び第8項に適合するものとして扱う。

## 大規模流通業務施設

- 1 貨物自動車運送事業法第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業（同条第 6 項の特別積合せ貨物運送に該当するものを除く。）の用に供される施設又は倉庫業法第 2 条第 2 項に規定する倉庫業の用に供する同条第 1 項に規定する倉庫のうち、地方運輸局長等が積載重量 5 トン以上の大型自動車がおおむね一日平均延べ 20 回以上発着すると認定したものであること。
- 2 申請地は、次のいずれかであること。
  - (1) 高速自動車国道等のインターチェンジと国道、県道又は市町村道（以下「一般道路」という。本基準において同じ。）との交差点から半径 500m 以内で、当該交差点から幅員が 9m 以上で続く一般道路に接する区域であること。
  - (2) 高速自動車国道等のインターチェンジから 4 車線以上で続く一般道路（4 車線以上の計画道路で用地の取得が完了し、暫定的に 2 車線で供用している一般道路を含む。）に接する区域であること。
- 3 申請地の面積は、2,000 m<sup>2</sup>以上 50,000 m<sup>2</sup>未満であること。
- 4 申請地は、路地状でないこと。
- 5 車両の出入口は、第 2 項の一般道路に幅員 8m 以上で設置し、かつ、一般の交通に障害をもたらさない計画であること。
- 6 申請地の面積に応じて、都市計画法施行令第 28 条の 3 に規定する緩衝帯を適切に配置すること。なお、申請地の面積が 10,000 m<sup>2</sup>未満の場合は、緩衝帯の幅員を 2m 以上とする。
- 7 申請地及び周辺の土地利用計画が、都市計画法第 18 条の 2 第 1 項に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」と整合すること。
- 8 申請地には、農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域を含まないこと。
- 9 当該市町村長の積極的要望があること。

## 用途変更 I

- 1 適法に建築及び使用された建築物が、次のいずれかのやむを得ない事情により用途変更するものであること。
    - (1) 用途が住宅の場合は、建築主又は生計維持者の病気・死亡、通勤不可能な遠隔地への転勤、抵当権の実行（裁判所による競売に付され競落されたもの）等によるものであること。
    - (2) その他の用途の場合は、やむを得ない事情による転業、倒産等による抵当権の実行（裁判所による競売に付され競落されたもの）等によるものであること。
  - 2 住宅以外の用途に供するものは、次に掲げる要件に該当すること。
    - (1) 用途変更後の事業活動による周辺への影響等が従前と同程度であり、新たに周辺の市街化を促進するおそれがないと認められること。
    - (2) 用途変更するにあたって、法第 34 条各号に準ずるものである等、当該土地で行うことを必要とする理由があること。
  - 3 予定建築物の規模は、原則として、容積率 100% 以下及び高さ 10m 以下とし、従前がこれを超えている場合は従前と同程度とする。
  - 4 この基準において用途変更として取り扱うものは、次の例によるものであること。
 

(1) 線引き後の農家住宅	… 一般住宅
(2) 属人的理由で許可になった住宅	… 一般住宅
(3) 属人的理由若しくはその他の基準で許可になった併用住宅	… 一般住宅
(4) 属人的理由で許可になった工場	… 一般工場
(5) 農業用施設	… 非農業用施設
- \* 適法に建築及び使用された建築物：建築確認を受けて建築された建築物で、都市計画法に違反せずに使用されていた建築物
- \* 一般住宅：一般住宅への用途変更に分譲住宅は含めない。

基準7-2

平成25年4月1日改正

用途変更Ⅱ

- 1 適法に建築された住宅が、以下の条件を満たす用途変更であるもの
  - (1) 建築後20年以上経過していること。
  - (2) 平成16年1月1日以降に建築されたもの又は用途変更されたものを除く。
- 2 予定建築物の規模は、原則として、容積率100%以下及び高さ10m以下とし、従前がこれを超えている場合は従前と同程度とする。
- 3 この基準で取り扱う用途変更は、次によるものとする。
  - (1) 線引き後の農家住宅 … 一般住宅
  - (2) 属人的理由で許可になった住宅 … 一般住宅
  - (3) 属人的理由若しくはその他の基準で許可になった併用住宅 … 一般住宅

\* 一般住宅：一般住宅への用途変更に分譲住宅は含めない。

基準8

平成4年10月1日改正

社寺・仏閣・納骨堂等

- 1 原則として当該市街化調整区域を中心とした地域社会における住民の日常の宗教的生活に関連した施設であること。
- 2 予定建築物は、市街化調整区域の当該既存集落における地域的性格の強い鎮守、社、庚申堂、地藏堂等を構成する建築物を典型例とすること。
- 3 前記2のほか、宗教活動上必要な施設で、当該市街化調整区域及びその周辺の地域における信者の分布その他に照らし、特に立地する合理的事情の存するものであること。
- 4 原則として宿泊、休憩施設を含まないこと。

基準9

平成8年4月1日改正

地区集会所等

- 1 地区集会所、集落青年館、その他法第29条第3号に規定する施設に準ずる等準公益的な施設であること。
- 2 市街化調整区域の町内会、自治会等の自治組織により建設、運営されるものであり、当該施設の建設後にその資産（不動産）が市町村に帰属される等、適正な管理が行われること。
- 3 レジャー的施設等、他の目的と併用されるものでないこと。

基準10

平成29年4月1日改正  
(令和8年4月1日一部改正)

公共公益施設

当該公共公益施設については、当該市町村都市計画担当部局と開発許可権者とで、都市計画事業として行わないこと、及び地区計画を当面定めないことについて、確認したものであること。

10-1

学校

- 1 学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園、小学校（市町村立は除く）、中学校（市町村立は除く）、義務教育学校（市町村立は除く）、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校）の用に供する施設であること。
- 2 文教施策の観点から支障がないことについて調整のとれたもの（注1）。
- 3 近隣の教育施設、医療機関若しくは福祉施設と密接に連携する等（注2）、若しくは当該開発区域の周辺の資源、環境等が必要（注3）で、当該教育施設の機能、運営上の観点から適切な位置に立地すること。
  - （注1）当該主管課
  - （注2）肢体不自由児施設に隣接する肢体不自由特別支援学校、大学付属で施設を一部供用する付属学校などをいう。
  - （注3）農業高校で農場等が必要な場合などをいう。

## 10-2

### 社会福祉施設

- 1 以下のいずれかの施設であること。
    - 生活保護法第38条に規定する救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設
    - 児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業を行う施設、同法第7条に規定する乳児院、保育所、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター
    - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する事業を行う施設若しくは第11項、第27項、第28項に規定する施設
    - 身体障害者福祉法第5条に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設
    - 老人福祉法第5条の2第2項に規定する老人居宅介護等事業を行う施設、同法第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設、同法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設（グループホーム）、同法第5条の2第7項に規定する複合型サービス福祉事業を行う施設、同法第5条の3に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人介護支援センター
    - 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園
  - 2 県（老人福祉法の地域密着型施設については市町村）の福祉施策の観点から支障がなく、その設置及び運営が国の定める基準に適合するものであることについて調整のとれたもの（注1）。
  - 3 以下のいずれかに該当すること。
    - (1) 近隣に係る医療施設、社会福祉施設、教育施設等がすでに存在し、これらの施設と当該許可に係る社会福祉施設のそれぞれがもつ機能とが密接に連携しつづ立地又は運用する必要があること。
    - (2) 当該施設が提供するサービスの特性から、当該開発区域周辺の優れた自然環境が必要と認められる場合など、当該開発区域周辺の資源、環境等の活用が必要である場合（注2）。
    - (3) 地域密着型サービス事業所（認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護及び介護老人福祉施設入居者生活介護を除く）で、提案基準16-2「有料老人ホームⅡ」と併設する場合。
- (注1) 当該主管課  
(注2) 資源、環境等の活用とは、農業生産を主体に行う授産施設等で農場が必要な場合、被虐待児童等を受け入れる児童養護施設で入所児童の情緒の安定等の観点から周辺の自然環境等の活用が必要な場合などをいう。

## 10-3

### 医療施設

- 1 医療法第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所又は同法第2条第1項に規定する助産所であること。
  - 2 県の医療施策の観点から支障がなく、その設置及び運営が国の定める基準に適合するものであることについて調整のとれたもの（注1）。
  - 3 以下のいずれかに該当すること。
    - (1) 救急医療の充実が求められる地域において、患者等の搬送手段の確保のため、当該開発区域周辺の交通基盤等の活用が必要と認められる場合。
    - (2) 当該医療機関の入院患者等にとって、開発区域周辺の優れた自然環境その他療養環境が必要と認められる場合（注2）。
    - (3) 病床過剰地域に設置された病院又は診療所が、病床不足地域に移転する場合。
- (注1) 当該主管課  
(注2) 屋外に広大なリハビリ施設を造成し、活用する場合など。

## 基準11

平成19年11月30日改正

### 公共公益関連施設

- 1 公共機関等の施設の移転に伴い、移転前の当該施設周辺に存していた施設のうち、当該公共機関等と密接な関連を持つ施設については、従前の規模と同程度で、移転後の当該公共機関等の周辺に建築するものであること。
- 2 原則として新設でないこと。ただし、法第29条第1項第3号に規定する公益上必要な建築物と密接な関連のある施設で、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
  - (1) 当該公益施設の土地の区域内に建築するもの。
  - (2) 当該公益施設の土地の区域に隣接しており、かつ、適正な規模であるもの。

基準12

平成4年10月1日改正

研究施設

研究対象が市街化調整区域に存在すること等の理由により当該市街化調整区域に建築することがやむを得ないと認められるもの。

基準13

平成4年10月1日改正

ゴルフ練習場

- 1 ゴルフ練習場で打席から直線で概ね135m以上打ち放しができるものであること。
- 2 1階の打席が20打席以上であること。
- 3 打席に相当する規模の駐車場が併設されていること。
- 4 幅員が6m以上（小区間で通行上支障がない場合は4m）の道路に面し、かつ、当該道路から出入りするものであること。
- 5 環境保全について十分配慮された計画であること。
- 6 予定建築物は、ゴルフ練習場として必要最小限のものであり、階数は2以下とし、用途上可分な部分を有しないものであること。

基準14

平成4年10月1日改正  
(令和8年4月1日一部改正)

災害移転

- 1 次のいずれかに該当する建築物の移転であること。
  - (1) がけ地近接危険住宅移転事業として行うもの。
  - (2) 地すべり等防止法第24条第3項の規定により公表された協議を経た関連事業計画に基づくもの。
  - (3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第9条第3項の勧告に基づくもの。
  - (4) 建築基準法第10条第1項の勧告に基づくもの。
  - (5) その他、行政機関の指示に基づく前記(1)から(4)までと同等と認められるもの。
- 2 移転先については、基準3を準用する。

基準15

平成14年4月1日改正

市街化予定建物

- 1 線引きの見直しにより市街化区域に編入される予定の区域に開発行為をする場合で、開発区域の存する都市計画区域全体の将来の土地利用計画に整合していること。
- 2 当該市町村長の積極的要望があること。
- 3 県の都市計画及び農政担当部局と調整が取れていること。
- 4 早期に建設する必要があること。

基準16-1

平成4年10月1日改正  
(平成30年4月1日一部改正)

有料老人ホームI

- 1 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームであること。
- 2 当該有料老人ホームにかかる権利関係は、利用権方式又は賃貸方式のものであること。
- 3 当該有料老人ホームが病院又は特別養護老人ホーム等が有する医療、介護機能と密接に連携する等、当該施設の機能、運営上の観点から適切な位置に立地すること。
- 4 当該有料老人ホームの設置につき、県有料老人ホーム担当部局と「群馬県有料老人ホーム設置運営指導指針」に基づく事前協議が済んで「事前協議終了通知書」を取得しており、適切な施設の開設が確実であること。
- 5 当該有料老人ホームの立地について、都市計画の観点から支障がない旨、地元市町村長から知事に書面の交付があったものであること。

有料老人ホームⅡ

- 1 老人福祉法第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホームであること。
- 2 当該有料老人ホームにかかる権利関係は、利用権方式又は賃貸借方式のものであること。
- 3 当該有料老人ホームの設置につき、県サービス付き高齢者向け住宅担当部局と事前協議が済んでおり、適切な施設の開設が確実であること。
- 4 当該有料老人ホームの立地について、都市計画の観点から支障がない旨、地元市町村長から知事に書面の交付があったものであること。
- 5 申請地は、大規模指定既存集落として指定された指定既存集落内に存すること。  
ただし、当該指定既存集落の辺縁部の優良農地を含まない土地で、周辺の建築物の連たんの程度、土地利用の一体性を勘案して、次のいずれかに該当する場合は、当該指定既存集落内にあるものと同様に取り扱う。(提案基準 4「指定集落内建物」の「1」の基準と同じ。)  
a. 申請地を含む半径 100m の円(円が当該指定集落にかかる場合。)の区域内に、おおむね 30 以上の建築物(用途上不可分な関係にある二以上の建築物にあってはこれを一の建築物とする。)の敷地がある場合。  
b. 申請地を含む短辺 100m、長辺 300m の矩形(矩形が当該指定集落にかかる場合。)の区域内におおむね 30 以上の建築物(用途上不可分な関係にある二以上の建築物にあってはこれを一の建築物とする。)の敷地がある場合。
- 6 申請地が『群馬県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則(※)』第 8 条の 2 第 2 項で定められた「区域」に該当する場合は、当該建築計画等において、安全上及び避難上の対策として、建築物の居室の高床化や敷地の地盤面の嵩上げ等により想定浸水深(10cm 単位として、10cm 未満の値は切上げて適用)以上の高さに居室の床面が設けられるよう、対策を施すこと。  
ただし、この場合において、「家屋倒壊等氾濫想定区域」を含む申請地では、当該基準を適用できないものとする。
- 7 当該有料老人ホームは、地域密着型サービス事業所(認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護及び介護老人福祉施設を除く)を併設すること。  
※併設可能な地域密着型サービス事業所  
介護保険法第 8 条第 15 項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設、同法同条第 16 項に規定する夜間対応型訪問介護を行う施設、同法同条第 18 項に規定する認知症対応型通所介護を行う施設、同法同条第 19 項に規定する小規模多機能型居宅介護を行う施設、同法同条第 23 項に規定する複合型サービスを行う施設
- 8 当該有料老人ホームの戸数は、大規模指定既存集落毎に既存施設の戸数も含めて大規模指定既存集落の面積 1ha あたりおおむね下表を上限とし、一の開発における計画戸数はおおむね 30 戸以下であること。  
表 大規模指定既存集落の面積 1ha あたりの有料老人ホームの戸数

市町名	戸/ha	備 考
桐生市	4.0	事務処理市
館林市	1.6	事務処理市
藤岡市	1.6	事務処理市
邑楽郡	1.6	群馬県

※既存施設の戸数は、大規模指定既存集落毎に当該大規模指定既存集落内に立地する既存有料老人ホームの戸数と、当該大規模指定既存集落の辺縁部(5a 及び 5b)に立地する既存有料老人ホームの戸数を合計した戸数とする。

- 9 予定建築物の容積率は 100% 以下であること。
- 10 予定建築物の高さは 10m 以下であること。  
(※)事務処理市において当該基準を適用する際には、上記の条例施行規則は、各市の条例及び条例施行規則に読み替えて適用する。

介護老人保健施設

- 1 介護保険法第 8 条第 28 項に規定する介護老人保健施設で開設許可の見込みが確実であること。
- 2 協力病院が近隣に所在すること。

基準 1 8

平成 17 年 4 月 1 日改正

産業廃棄物処理施設

- 1 申請の建築物又は第一種特定工作物が次のいずれにも該当するものであること。
  - (1) 建築基準法第 51 条ただし書きの規定に基づく許可を受けていること。
  - (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項の規定に基づく許可を受けていること。
- 2 開発行為を行わない場合においても、次を勘案して支障ないものであること。
  - (1) 法第 33 条第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 7 号の規定
  - (2) 法第 33 条第 1 項第 10 号の規定（1h a 以上の場合に限る。）

基準 1 9

平成 19 年 11 月 30 日施行

県企業局等開発地における建築

- 1 平成 19 年 11 月 30 日法施行以前の法第 29 条第 1 項第 4 号により開発許可不要であった造成地であること。
- 2 建築物の用途は開発当時想定した用途の建築物であること。

\* 旧都市計画法第 29 条第 1 項第 4 号：国、都道府県、指定都市等、地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項の規定に基づきこの節の規定により都道府県知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村（以下この節において「事務処理市町村」という。）、都道府県、指定都市等若しくは事務処理市町村がその組織に加わっている一部事務組合、広域連合、全部事務組合、役場事務組合若しくは港湾局又は都道府県、指定都市等若しくは事務処理市町村が設置団体である地方開発事業団が行う開発行為。

基準 2 0

平成 20 年 7 月 1 日施行  
(平成 31 年 4 月 1 日一部改正)

農産物直売所

- 1 申請者は市町村、農業者、農業者で組織する団体若しくは農業協同組合であること。
- 2 申請地の周辺の市街化調整区域で収穫された農産物の販売を主とすること。
- 3 申請地の面積は 2,000 m<sup>2</sup>以下であること。ただし、土地の形状等によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- 4 予定建築物の延べ面積は 300 m<sup>2</sup>以下であること。
- 5 予定建築物は平屋建てであること。
- 6 予定建築物の高さは原則として 10m 以下であること。
- 7 開発区域が接する主要な道路は幅員 6m 以上であること。
- 8 市街化区域に近接及び隣接していないこと。
- 9 県の農業施策の観点から支障がないと認められるもの（注）。  
(注) 当該主管課

基準 2 1

令和 4 年 4 月 1 日新設

浸水等対策建物

申請地が『群馬県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則（※）』第 8 条の 2 第 2 項で定められた「区域」に該当する場合は、次の要件に適合すること。

ただし、この場合において、「家屋倒壊等氾濫想定区域」を含む申請地では、当該基準を適用できないものとする。

- (1) 当該建築計画等において、安全上及び避難上の対策として、建築物の居室の高床化や敷地の地盤面の嵩上げ等により想定浸水深（10 cm 単位として、10 cm 未満の値は切上げて適用）以上の高さに居室の床面が設けられるよう、対策を施すこと。
- (2) 申請は『群馬県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（※）』第 3 条第 1 号、第 2 号及び第 5 号のいずれかの規定（いずれの号においても「（規則で定める区域以外の区域において行うものに限る。）を除く。」）に適合すること。

(※) 事務処理市において当該基準を適用する際には、上記の条例施行規則は、各市の条例及び条例施行規則に読み替えて適用する。

その他

基準 1 から 2 1 に該当しないものについて、具体的にその用途、規模、位置等を総合的に勘案し、周辺の市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる公共公益性の高いものなどで、特に許可権者がやむを得ないと認めたもの。

施行期日

この基準は、昭和 62 年 4 月 1 日から運用する。

施行期日

この基準は、平成 2 年 10 月 1 日から運用する。

施行期日

この基準は、平成 3 年 4 月 1 日から運用する。

施行期日

この基準は、平成 4 年 10 月 1 日から運用する。

施行期日

この基準は、平成 7 年 10 月 1 日から運用する。

施行期日

この基準は、平成 8 年 4 月 1 日から運用する。

施行期日

この基準は、平成 9 年 2 月 1 日から運用する。

施行期日

この基準は、平成 11 年 4 月 1 日から運用する。

施行期日

この基準は、平成 12 年 5 月 1 日から運用する。

施行期日

この基準は、平成 13 年 5 月 18 日から運用する。

施行期日

この基準は、平成 13 年 10 月 1 日から運用する。

施行期日

この基準は、平成 14 年 4 月 1 日から運用する。

施行期日

この基準は、平成 16 年 4 月 1 日から運用する。

施行期日

この基準は、平成 17 年 4 月 1 日から運用する。

施行期日

この基準は、平成 17 年 7 月 1 日から運用する。

施行期日

この基準は、平成 18 年 7 月 1 日から運用する。

施行期日

この基準は、平成 19 年 11 月 30 日から運用する。

施行期日

この基準は、平成 20 年 7 月 1 日から運用する。

施行期日

この基準は、平成 21 年 4 月 1 日から運用する。

施行期日

この基準は、平成 21 年 9 月 1 日から運用する。

施行期日

この基準は、平成 25 年 4 月 1 日から運用する。

施行期日

この基準は、平成 28 年 4 月 1 日から運用する。

施行期日

この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から運用する。

施行期日

この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から運用する。

施行期日

この基準は、平成 31 年 4 月 1 日から運用する。

施行期日

この基準は、令和 4 年 4 月 1 日から運用する。

施行期日

この基準は、令和 8 年 4 月 1 日から運用する。